横須賀市立●●学校ＰＴＡ　慶弔規程

本校ＰＴＡは、児童（生徒）および会員の吉凶に対し，慶弔の意を表すため，次の規定を定める。

第１条　児童（生徒）及び会員（父母または保護者）の場合

（１）病気災害に対する場合

①児童（生徒）が学校の管理下に重大な災害を受けた場合。

②長期疾病（１ヶ月以上）または入院（２週間以上）の場合。

③会員で重大な災害を受けた場合。

④①～③の場合３，０００円をおくる。

（２）慶事の場合 なし

（３）死亡に対する場合

①生徒、会員 の場合、５，０００円を弔金とする。

②特別な場合は運営委員会にはかり額を決定する。

第２条　教職員の場合

（１）病気災害に対する場合

①教職員で重大な災害を受けた場合。

②長期疾病（１ヶ月以上）または入院（２週間以上）の場合。

③①～②の場合３，０００円をおくる。

（２）慶事に対する場合

①結婚の場合は５，０００円を贈金とする。

（３）死亡に対する場合

①本人の場合５，０００円を弔金とする。

②妻（夫）、本人の両親、子供の場合、３，０００円を弔金とする。

③特別な場合は運営委員会にはかり額を決定する。

第３条 その他の場合

①教職員で転出・退職する場合、３，０００円相当の花束を贈る。

②各種団体関係者もしくはその家族の死亡にあっては、必要に応じ運営委員会で協議の上、３,０００円相当の弔電を送る。

第４条　考慮を要する際には、運営委員会で協議の上、決めることとする。ただし、急を要する場合は、会長の判断で執行することができるが、次回運営委員会でその経緯を説明する。

令和●●年●●月●●日 制定

令和●●年●●月●●日 改正